

平成28年度
公立大学法人宮城大学年度計画

平成28年3月

第1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標を達成するための措置

イ 学士課程

- 平成 29 年 4 月の新たな学群入学生を募集することから、オープンキャンパスや高等学校訪問などを効果的に活用し、新たな学群のアドミッション・ポリシーや大学の教育について幅広く周知する。
 - ★オープンキャンパス・・・両キャンパスで各 2 回開催
 - ★高等学校訪問・・・・・・100 校（重点高等学校は各 2 回以上）
- 新たな学群のアドミッション・ポリシーや大学の教育について幅広く周知し、高校教員との意見交換を行い、新たに設置するアドミッションセンターにおいて入学者選抜についての調査分析を行う。
- 新たに設置するアドミッションセンターを中心に、アドミッション・ポリシーに基づいて受験生の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価できる入学者選抜の方法を具体的に定める。
- 中国語ウェブサイトのリニューアルやベトナム語での情報発信を検討し、海外向け情報発信力の改善を図る。
- 入学希望者増加の方法と併せて、新たな入学者選抜方法の検討を行う。
- 学部改組後も外国人留学生特別入学枠の在り方を引き続き検討し、長期的目標である 30%に向けて段階的に外国人留学生を増やすために必要な改善を行う。

ロ 大学院課程

- ウェブサイトの効果的な活用や公開講座等と併せた入学相談会の実施等により、引き続き積極的に情報を発信する。
- 内外の調査を継続し、大学院での研究に資する多様なニーズや社会動向の変化に対応した入学選抜の検討を行う。
- アドミッション・ポリシーや大学の研究成果、指導体制、受入体制等の情報を外国語で適切に情報発信するための手法について検討し、改善を図る。
- 外国人留学生の入学者選抜の適切な在り方について検討を行う。
- 大学院教育全般を通し、教育の在り方や修了生の質を保証するための方策を検討し、研究科への進学を促すため学生等への適切なインセンティブ措置についても検討を行う。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

イ 学士課程

(イ) 教育課程編成の基本方針

- ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの内容を大学改革に沿ったものに改訂し、対外的に公表する。特にディプロマ・ポリシーにおいては、課程修了に当たって修得しておくべき学修成果を明確にする。
- 平成 29 年度からの新カリキュラムについて、新設されるカリキュラムセンターで、共通教育（基盤教育）については、フレッシュマンコア科目を中心に教育内容と方法を詳細に検討し編成する。専門教育については、共通教育（基盤教育）との効果的な連動及び継続性を検討し、体系的に教育課程を編成する。
- 到達目標及び評価基準を明確化し、表記内容の統一化を図り、シラバスに表示する。
- 看護学部においては、卒業時の到達目標達成に向けて、「学びの振り返り」の活用を進めるとともに、新学務管理システムを活用した運用について検討する。また、看護専門科目の演習及び実習において、引き続き、課題解決型学修、体験型学修、グループ学修を行い、到達目標の達成状況を踏まえ、効果的な授業の展開方法を検討する。
- 課題解決型の学修、体験型の学修、フィールドワーク、グループ・ディスカッション、グループ・ワークなどのアクティブ・ラーニングを取り入れた授業科目の割合を一層高める。

★全授業科目の55%

[看護学部]

- ・平成29年度からの新カリキュラムに向け、人材養成目標を踏まえて「災害看護プログラム」の見直しを行うとともに、「国際看護プログラム」の構成内容及び運用体制を検討する。
- ・引き続き、看護師教育課程、保健師教育課程（選択制）、養護教諭教育課程（選択制）の運用を整備するとともに、地域社会に貢献できる、幅広い視点での科目履修と、修学を通じた進路選択につなげる履修モデルを検討する。

[事業構想学部]

- ・「震災復興支援人材育成プログラム」等の教育内容・方法を検証し、防災や復興、地域の活性化に関する科目の教育内容・方法を検討する。

[食産業学部]

- ・引き続き、「食の6次産業化プロデューサー」等の資格取得を通して、地域貢献のできる人材を養成する。

(ロ) 共通教育（基盤教育）

- ・カリキュラムマップ等を作成し、体系的な教育課程の「見える化」を図る。
- ・平成29年度から予定されている主な科目について、シラバスや授業進行の概要を決定する。
- ・プレースメントテスト及び学びの基礎調査を引き続き実施し、高校までの学習内容の確認をした上でリメディアルなどでの学修等を適切に実施する。
- ・平成29年度から予定されている導入教育科目群のシラバスを確定し、授業進行の詳細を決定する。
- ・導入教育の効果を適切に把握するため、ルーブリックなどの導入を図る。
- ・学生が世界の国々の歴史や文化を深く理解する一助となるように、本学図書館と協力して、英語で書かれた適切な書籍等を活用し、英語能力の向上を図る。
- ・現在開講している健康・芸術・歴史・文化等に関する科目の内容の充実を引き続き図っていくと同時に、平成29年度からの基盤教育科目中の健康・芸術・歴史・文化に関する科目の内容について検討し、シラバスを確定する。

[看護学部]

- ・初年次教育の再検討と基礎ゼミなどを通して、情報処理能力、状況理解及びライティングやプレゼンテーションなどの自己表現力の向上と、習得における主体的な学修の促進を図る教育を実践する。

[事業構想学部]

- ・初年次教育として基礎ゼミなどにおいて、ブレインストーミングやプレゼンテーション等を通じて、大学の学修に必要な基礎的な能力を向上させる。

[食産業学部]

- ・基礎ゼミでは、学科混成で少人数グループを編成し、文書作成手引書を参考として、調べたことや行動したことについて文書を作成することで、読解力を高め、論理的・科学的な文章を書くトレーニングを行う。

(ハ) 専門教育

[看護学部]

- ・平成29年度からの新カリキュラムに向けて、共通教育（基盤教育）科目、専門基礎科目及び専門科目の関連性に配慮した教育課程を編成し、各教育課程に応じた履修モデルを整備する。
- ・新カリキュラムで展開する「災害看護プログラム」及び「国際看護プログラム」の教育体制を検討する。

[事業構想学部]

- ・平成29年度からの新カリキュラム移行に向けて、科目間の関連性の強化及び明確化を

図る。

[食産業学部]

- ・ 食産業学群における基本カリキュラムについてシラバスの作成などその内容を具体化する。
- (二) 教育方法と成績評価
- ・ 各教員においてアクティブ・ラーニングの理解を深めるとともに、現行のグループ学修方法の見直しや新たな導入による活用を進める。
 - ・ ファカルティ・ディベロプメント（FD）等を通じて、各教員が実施しているアクティブ・ラーニングの事例を共有化する。
 - ・ 到達目標と成績評価基準を統一的な表記方法でシラバスに明示する旨を周知したことを踏まえ、カリキュラムセンターにおいて記載状況を確認する。
 - ・ 看護学部において、学生の「学びの振り返り」の利用状況を点検し、新学務管理システムを利用した活用方法を検討する。
 - ・ 平成 27 年度に整備した学修ポートフォリオ機能を検証し、学生が自ら到達度を点検・自己評価できるよう学修ポートフォリオの一層の運用の充実を図る。

ロ 大学院課程

(イ) 教育課程編成の基本方針

- ・ ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの内容を大学改革に沿ったものに改訂し、対外的に公表する。特にディプロマ・ポリシーにおいては、課程修了に当たって修得しておくべき学修成果を明確にする。

[看護学研究科]

- ・ 「専門看護師養成コース」においては、「感染看護」「がん看護」「老年看護」について、38 単位専門看護師教育課程への移行に向けて、「共通科目 B」の設置を検討する。

[事業構想学研究科]

- ・ 教育課程の適切性についての点検を行うとともに、必要に応じて教育課程の再編成を行う。（カリキュラムへの科目追加を検討予定）

[食産業学研究科]

- ・ 次期改定に向けて現在のカリキュラムの問題点を抽出する。

[看護学研究科]

- ・ 引き続き博士前期課程では、人材養成目的に応じた履修モデルを提示し、学生が自主的に学びを積み上げる支援を行う。
- ・ 「専門看護師養成コース」では、26 単位から 38 単位専門看護師教育課程へ強化する申請準備を進める。

[事業構想学研究科]

- ・ 演習科目を中心に、課題設定から解決までの手法を自ら考えることができるよう教育課程を編成する。

[食産業学研究科]

- ・ 現在のカリキュラムにおいて、講義内でディスカッション形式を積極的に導入し、加えて演習科目導入に関する議論を行う。

[看護学研究科]

- ・ 引き続き博士後期課程では、進路別履修モデルを提示し、高度看護実践指導者又は看護教育研究者となる人材を養成する。

[事業構想学研究科]

- ・ 教員採用に伴う後期課程の科目充実を図り、より幅広い知見を修得できるような課程を編成するとともに、各領域において産業界や地域社会と連携した研究テーマ設定と研究指導を行う。

[食産業学研究科]

- ・ 社会のニーズの変動に対応して現在のカリキュラムの問題点を抽出し、平成 29 年度以

降に予定される科目の変更，担当者の変更などの改定の準備を引き続き行う。

(ロ) 各研究科

[看護学研究科]

- ・ 学生が計画的に研究活動を進めることができるように学生の個々の研究能力の現状を踏まえ，個別指導・小集団指導・大集団指導による教育・指導体制を強化する。

① 博士前期課程

- ・ 専門看護師養成コースにおいて，38 単位申請に向けての教育課程の準備をする。

② 博士後期課程

- ・ 学生が計画的に学修を遂行できるように，個々の学生の研究活動及び論文作成状況の点検を強化する。

[事業構想学研究科]

① 博士前期課程

- ・ 複数指導体制による指導プロセスを明確にする。

② 博士後期課程

- ・ 平成 27 年度から導入した複数指導体制に基づく段階的な研究指導と博士論文執筆資格審査を行う。

[食産業学研究科]

① 博士前期課程

- ・ 引き続き，地域貢献につながる課題解決型の実践的な研究テーマに取り組むように推奨する。

② 博士後期課程

- ・ 高度に専門的な業務に従事する者や，自立的な研究能力を持った研究者を養成するため必要に応じて学外の研究機関や関連企業と連携し指導に努める。

(ハ) 教育方法と成績評価

[看護学研究科]

- ・ 個々の学生の学修ニーズ，学修履歴，職業経験などを踏まえ，入学後の学修履歴を確認しながら，教育・研究指導を行う。
- ・ 引き続き，研究生制度を活用し，満期退学者の研究指導を継続して実施する。

[事業構想学研究科]

- ・ 個々の学生の履歴や経験等の情報共有と個別研究指導を行うとともに，前期課程において，学修履歴の差を解消するために必修とした事業構想基礎講座について，学生のニーズ等を踏まえて内容の見直しを行う。

[食産業学研究科]

- ・ 年々増加している社会人大学院生への対応について，それぞれの状況を勘案した教育指導を行う。

[看護学研究科]

- ・ 引き続き，講義の聴講や演習への参加自由度を高める工夫をし，専門分野・領域を超えて広くディスカッションできるよう，複数領域による統合ゼミの機会を設ける。
- ・ 学生が研究計画や研究の進捗状況を発表し，研究科担当教員から集団指導を受けたり，他の学生から質問や助言を受ける機会を増やし，論文執筆能力や発表能力の向上を図る。

[事業構想学研究科]

- ・ 博士前期課程では必修科目である事業構想基礎講座を通じて，論文執筆や発表のための技術指導を行い，論文執筆能力の向上を図る。

[食産業学研究科]

- ・ 引き続き講義を通しての外国語コミュニケーション能力や表現力の向上に向けた取組を行う。また，研究室の枠を超えた研究科内での研究発表会を開催し論文発表の機会を増やす。

[看護学研究科]

- ・ シラバスにおいて、授業の達成目標及び成績評価基準を明示する。また、各教員に対し、厳正な評価を行うよう指示する。
 - ・ 論文審査基準を明示し、入学時ガイダンスで周知を図るとともに、基準に基づき、厳正な審査を行う。
- [事業構想学研究科]
- ・ 大学院講義科目での成績評価基準の明確化を図る。
- [食産業学研究科]
- ・ 博士論文の審査に関する審査要綱、申合せの問題点、修正点を抽出し、必要に応じ改定する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 適正な教員配置

- ・ 大学改革に伴う教育課程の見直しとともに、教育教員組織の再編と効率的・弾力的な教員配置を確立する。
- ・ 大学改革の趣旨に沿った優秀な人材の確保に努め、その選考基準や選考結果を公表する。
- ・ 教員の採用及び昇任の選考において、対象者の教育力、研究力、地域貢献、学内運営への取組姿勢等を的確に審査するため、選考方法、選考基準を見直し、必要な改善を行う。
- ・ 評価委員会において、新たに優れた教育研究業績等を有する教員を配置するための資格審査手続きの実施に向け検討を行う。

ロ 教育及び教員の質の向上

(イ) 教員評価

- ・ 教員評価実施の際の教員からの意見を参考にし、評価項目や評価方法等の見直しを行う。また、評価結果を昇給、再任審査等处遇に適切に反映していくことで、教員の資質の向上と教育活動の活性化を図る。

(ロ) 授業評価

- ・ 新たな項目による授業評価と学生へのフィードバックを実施し、実施結果を検証する。また、評価結果の学生へのフィードバック方法を工夫する。

(ハ) 教員研修

- ・ 本学における教育の質の向上と、教員の自己研鑽にも資するよう、より効果的なFDの在り方を検討し、実施する。

★FD研修・・・8月開催

[看護学部・看護学研究科]

- ・ 引き続き日本看護系大学協議会で開催する研修会、看護学教育ワークショップ等に積極的に参加し、報告会を設けて共有化を図る。
- ・ 継続して実習指導教員研修会を行うとともに、各教員の教育関連の学会及び研修会等への参加を推奨し、教育・指導の質の向上を図る。

[事業構想学部・事業構想学研究科]

- ・ これまで行ってきたアクティブ・ラーニングに関連するFDを踏まえ、より効果的な教育の方法に関する研修を実施する。

[食産業学部・食産業学研究科]

- ・ 教員研修を実施すべき課題について精査して実施するほか、障がいを持つ学生への支援の在り方についての研修も検討する。また、食産業学研究科においては、博士後期課程の完成を迎え、カリキュラム等に関するFDを実施する。

ハ 教育環境の整備

- ・ 学生の教育環境に対するニーズを的確に把握するため、学生満足度調査及び学生生活実態調査の調査内容を見直し、これらの調査結果が教育環境の向上につながる仕組みづくりを、平成28年度から教育推進機構に設置するスチューデントサービスセンターで行

う。

- ・ 本学が目指すこれからの教育と研究・地域貢献の在り方を踏まえて、学術情報の蔵書・選定方針の検討・再構築を行い、各部局の特性に沿い、かつ、専門と教養のバランスがとれた学術情報の収集と活用を図る。
- ・ 学術機関リポジトリの運用開始に当たり、必要な広報や整備を行うことで運用の安定化を図る。
- ・ 図書館の現有設備備品等の改修改善を計画的に進めるとともに、図書館機能の在り方については現在進められている大学改革の進行に沿いながら検討を行う。
- ・ 教育研究活動における情報システムの利活用を推進するため、安定した情報ネットワーク通信環境を提供する。
- ・ 現行の情報ネットワークにおける課題等を整理し、次期ネットワーク更新の検討を進める。
- ・ 学生も教職員も気軽に参加できる English Cafe を定例化する。平成 28 年度内に 2 回程度、英語 F D 研修会を行い、非常勤英語講師との情報交換をより密にし、学生の英語学修を支援する。
- ・ 語学力の向上と学生の留学支援のため、TOEIC、IELTS、英検、TOEFL (ITP/iBT) の書籍等自習教材を充実させる。
- ・ 海外留学に必要な TOEFL ITP 試験を定期的実施する。
- ・ 語学力アップを目的としたセミナー等を積極的に行う。
- ・ 海外留学の魅力を伝えるとともに、スケジュールや条件等を周知するため、海外留学セミナーを実施する。セミナー参加者を対象とした個別相談会を実施するなど、継続的な支援を行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

イ 学修支援

- ・ 新設されるチューデントサービスセンターを中心に適切な学修相談体制を整備する。
- ・ 基礎ゼミを活用した担当教員による 1 年生の学修支援の体制の整備を行う。
- ・ 学生間での学年を超えた交流機会の導入を検討する。
- ・ 学生への学修指導、履修相談、進路相談、学生生活相談等がきめ細かく実施できるよう、各部署に分散されている機能を平成 28 年度から教育推進機構に設置するチューデントサービスセンターに集約し、支援体制を拡充するとともに、学生の学修が十分かつ円滑に行える環境づくりを行う。
 - ★休学率(年人数/収容定員) 2%以下
 - ★退学率(年人数/収容定員) 1%以下
- ・ 平成 27 年度に整備した学修ポートフォリオ機能を検証し、学生が自ら到達度を点検・自己評価できるよう学修ポートフォリオの一層の運用の充実を図る。

[看護学部]

- ・ 学生の科目の履修状況を把握し、将来の職業選択を効果的に行える教育課程の履修モデルの示し方を検討する。
- ・ 教育課程の希望調査の結果と履修及び単位取得状況を把握し、希望に沿わなかった学生の相談体制を整備する。

[事業構想学部・食産業学部]

- ・ 大学改革に合わせて、カリキュラムセンターを中心に履修モデルの見直しを行い、履修ガイドで周知する。

ロ 生活支援

- ・ 学生一人ひとりの実情に応じた生活支援や心身の健康管理を組織的に行えるよう、平成 28 年度から教育推進機構にチューデントサービスセンターを設置し、相談体制を充実させる。また、健康支援のみならず、障がいのある学生支援、キャリア支援等をマネジメントする専門職として、チューデントサービスセンターにコーディネーターの配

置を検討する。

- ・ なお、相談体制の充実にあたっては、健康支援センター、キャリア開発センター等と密接な連携を保ち、その機能を十分に活用する。
- ・ 定期健康診断等により喫煙者を把握し、その喫煙者に対して定期的な禁煙教育を実施するとともに、キャンパス内完全禁煙に向けての移行策として、学内での喫煙時間や喫煙場所等の見直しを検討する。

★禁煙教育・・・対象者に年3回実施

- ・ 障がいのある学生への合理的な配慮や支援を行うため、対応要領等の規程に基づいた相談・支援体制を、平成28年度から教育推進機構に設置するスチューデントサービスセンターで構築し、対象となる学生の要望等の把握に努め、適切な対応と環境の改善を行う。
- ・ 外国人留学生の円滑な学生生活を支援するため、新入留学生歓迎会及び留学生交流会を年4回開催する。

★歓迎会・交流会・・・4回開催（両キャンパス）

- ・ 外国人留学生及び日本人学生が、日本の文化や習慣をより深く理解することを促し、外国人留学生同士はもとより、外国人留学生と日本人学生が互いに親睦を図れる機会を提供するため、インターナショナルウィークを両キャンパスで実施する。

★交流イベント・・・11月・12月各1週間

- ・ 日本人学生と外国人留学生の異文化理解と相互交流を図ることを目的として、異文化理解交流促進プログラムを実施する。
- ・ JAあさひな等の地域団体主催による外国人留学生対象の田植え・稲刈り等の行事に積極的に参加する。
- ・ 授業料減免制度の申請に関する説明会を適宜開催し、学生に周知する。また、各種奨学金については、学生の求める時期に、必要な奨学金のメニューを紹介できるよう情報を収集し、学生一人ひとりの状況に応じた個別対応を行う。

★説明会・・・両キャンパスで4月開催

ハ 就職支援

- ・ 「採用選考に関する指針（経団連、就職問題懇談会の申合せ）」、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（文科省、厚労省、経産省の三省合意）」の変更に基づき、学生の志望する業界・分野等の採用動向を注視して、企業や医療機関、自治体等の協力を得ながら、合同又は個別の研究セミナーやガイダンス等を学部の特長や対象の学年に応じて効果的に開催する。
- ・ 平成28年度から教育推進機構に設置するスチューデントサービスセンター、カリキュラムセンター、アドミッションセンターが連動して、本学の正課外活動を含めた教育プログラムの成果が企業や社会に積極的にアピールできるよう可視化する。
- ・ 平成28年度4月から更新する学務管理システムを活用して、就職関連のデータベースを整備するとともに、OB・OGだけでなく、連携協定を締結している団体や自治体等職員等と交流するセミナー等を開催する。

★交流会・・・3回実施

- ・ 平成27年度から実施している企業等のヒアリングを継続するとともに、本学に入学する人事担当者からも訪問者カード等により卒業生の評価を把握し、キャリア教育の改善につなげる。

★看護師国家試験新卒合格率 100%

★保健師国家試験新卒合格率 100%

★就職率（文部科学省基準、各4月1日）

- ・ 看護学部 100%
- ・ 事業構想学部 100%
- ・ 食産業学部 100%

- ・ 修了後の新規就職，職場復帰において，入学前の能力・資格に加えて，本学研究科での学修や研究成果が活かされるよう，それぞれの専門性に応じたキャリア支援を行う。

ニ 社会人・留学生への支援

[看護学研究科]

- ・ 引き続き，学生と調整を図りながら，夜間開講，土・日曜日開講を実施する。また，他大学研究科での受講，サテライトキャンパスを活用した授業・研究指導などを実施する。

[事業構想学研究科]

- ・ 社会人学生や一般社会人への教育機会を提供するために，各領域の特別講義を仙台市内で夜間に開講するとともに，アンケート調査結果を基に内容の見直しを行う。また引き続き，事業構想基礎講座（前期課程・必修）については土曜開講とし，社会人学生の便宜を図る。

[食産業学研究科]

- ・ 夏季・冬季休業期間などの長期休暇期間に集中講義を実施する。
- ・ 国費留学生のほか，独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する ABE イニシアティブ「修士課程及びインターンシップ」プログラム，「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」等の国費留学生に準じたプログラムを活用し，留学生の受入れを積極的にサポートする。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

イ 研究の方向性

- ・ 地域の課題やニーズに対応する研究テーマなどを設定した研究費（指定研究費）を競争的に配分し，地域課題の解決に貢献する。
 - ★指定研究費 30 件（24,000 千円）
- ・ 東日本大震災からの創造的復興に貢献するため，外部資金又は学内研究費を活用して，地域の産業振興，被災者の生活やコミュニティの再生，被災自治体の地域社会の再生・発展などに資する研究を推進し，その研究成果の還元に努める。
 - ★震災復興特別研究 12 件（7,000 千円）
- ・ 本学ならではの優位性・独自性を有する研究成果の創出に向けて，学部横断的な研究を促進するよう教員研究費（指定研究費）を戦略的に配分するとともに，特に注力すべき研究テーマに対して学長裁量の特別推進研究として研究費を配分し，研究活動の活性化を図る。
 - ★特別推進研究 3 件（20,000 千円）
- ・ 研究委員会や地域連携センターの機能を活用して，企業や自治体のニーズを把握し，学外機関と連携して行う受託研究や共同研究，奨学寄附金の受入れを推進し，地域課題の解決やニーズの充足に貢献する。
 - ★共同研究・奨学寄附金・受託研究数・・・60 件

ロ 研究水準の向上

- ・ 本学の研究活動に対する評価を高められるよう，以下を目標として，研究委員会を通じて国際ジャーナルや論文誌等への論文掲載数増加を推奨するほか，宮城大学学術機関リポジトリを活用した学術論文のオープン化を進め，研究成果の学内共有，学外公表を促進する。
 - ★国際ジャーナル論文掲載数 (看)5 (事)5 (食)25
 - ★論文誌（全国）論文掲載数 (看)15 (事)15 (食)35
 - ★学術専門図書刊行数 (看)5 (事)5 (食)8
 - ★受賞作品数 (事)1 (食)1
 - ★取得特許数 (事)1 (食)1
- ・ 指定研究費や国際学会等派遣旅費の配分，査読付論文の学術誌掲載，知的財産権の取

得、外部資金の獲得などの状況を勘案するとともに、次年度に予定している組織改編の状況も踏まえ、本学における研究の質的な評価の手法を引き続き検討する。

ハ 研究成果の地域社会への還元

- ・ 地域連携センターの企画・調整機能を更に高め、地域課題や地域動向の情報収集を継続するとともに、連携自治体・企業・団体との協定締結などを契機とした実践的な取組により、大学と産業界との交流・連携を促進する。
- ・ 地域社会に開かれた大学として、その取組や研究成果を地域に広く還元できるよう、ウェブサイトや公開講座の開催等により広く情報発信し、連携自治体や企業・団体との情報交換を行う場を設定する。
- ・ 看護職者の継続学習を支援するため、看護実践の場と大学を結ぶ窓口として宮城大学看護実践開発センターを設置し、セミナー等の学習の場を提供することにより、地域の医療・看護の質の向上に貢献する。また、宮城大学看護学部卒業生の交流会を開催し、卒業生同士の意見交換や個別相談等により成長を促す支援を行う。
- ・ 地域連携センターを中心に、連携自治体・企業・団体等を始めとする学外機関との共同研究等のマッチングを行う場や機会を積極的に設け、技術移転や社会貢献につながる研究成果の知的財産化を促進する。

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 研究の実施体制

- ・ 教員の研究活動を活性化し、企業や研究機関等と連携した研究や外部資金の獲得を促進するため、本学における研究の内容や成果を学内外に周知する研究交流フォーラムを開催する。
- ・ 地域連携センターを中心とした、民間企業・団体等との連携を基に、外部資金の獲得等を推進するためのコーディネートやマッチングを行い、研究業務の支援機能を向上させる。
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則した学内規程に基づき、適切な研究実施体制や、内部監査を含めた組織的なチェック機能を充実させるとともに、教職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、不正の未然防止を図る。

★教職員等に対する研修の実施

開催予定時期・・・8月

開催予定回数・・・年1回

- ・ 研究備品の使用実態、現在の状態等を継続的に把握し、更新等が必要なものについては、外部資金などを有効に活用して整備する。

ロ 研究費の配分

- ・ 一般研究費の配分に当たっては、教育活動や学内外の各種業務への取組状況なども配分額に反映させるため、教員評価を活用した配分を行う。
- ・ 海外研究費及び指定研究費の配分に当たっては、申請のあった研究課題を研究費審査会の審査に付し、研究内容や研究実績等の評価に加え、外部資金獲得の可能性や若手研究者の育成の観点なども踏まえた審査を行い、採否及び配分額を決定する。
- ・ 本学として特に注力すべき研究活動を特別推進研究として公募し、研究費審査会による審査及び学長へのプレゼンテーションにより研究内容を適正に評価し、研究費の配分を決定する。
- ・ 国際学会等発表旅費の配分に当たっては、申請のあった内容について、研究成果の発展や大学の対外的な評価向上の可能性などを審査するとともに、これまでの海外派遣実績なども勘案して、特定の教員に偏らないよう研究委員会において配分を決定する。
- ・ 東日本大震災からの創造的復興に貢献するため、震災復興特別研究を学内で公募し、地域の産業振興、被災者の生活やコミュニティの再生、被災自治体の地域社会の再生・発展などに資する研究に対して研究費を競争的に配分する。

- ・ 教員等を対象とした指定研究費等の成果発表を行う研究交流フォーラムを開催するとともに、一般研究費の研究成果を検証する手法を引き続き検討する。
★発表件数・・・15件（国際学会発表旅費の成果発表を含む。）

ハ 研究者の配置

- ・ 教員の採用に当たっては、研究成果発表等のプレゼンテーション及び面接により、今後の活動の方向性や地域貢献、学内運営への取組姿勢等を確認するとともに、外部専門委員の意見聴取などによる審査を行い、組織の活性化につながる教育力・研究力・実践力の高い人材の確保を行う。
- ・ 教員研究費の配分等に当たり、若手教員の研究力向上の観点にも配慮して研究計画の審査等を行うほか、企業・地域等との協働を通じて、社会的な要請に合致した研究の創出を促進し、研究者としての実力を修養する。

第2 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会への貢献

- ・ 平成28年度は、平成29年4月の新たな学群入学生を募集することから、オープンキャンパスや高等学校訪問など効果的に活用し、新たな学群のアドミッション・ポリシーや大学の教育について幅広く周知する。

★オープンキャンパス・・・両キャンパスで各2回開催

★高等学校訪問・・・・・・・・100校（重点高等学校は各2回以上）

（再掲）

- ・ 新たに設置するアドミッションセンターを中心に、適切な入学者選抜の方法の検討と併せて地域社会への教育機会の提供の在り方を検討する。

[看護学部]

- ・ 看護師・保健師・養護教諭それぞれの教育課程における、実習施設との連携を深めるとともに、新たな入試体制による学生数の変更を視野に入れ、新たな実習施設を開拓する。

[事業構想学部]

- ・ 県内企業・団体などと連携して、基礎ゼミ、チームプロジェクト研究等の地域社会の課題に取り組む演習科目を実施するとともに、学生のインターンシップへの参加率を高める。

[食産業学部]

- ・ 県内を中心とした企業での全員必修のインターンシップを行う。
- ・ ウェブサイトの効果的な活用や公開講座等と併せた入学相談会の実施等により、引き続き積極的に情報を発信する。
- ・ 公開講座・シンポジウム等については、地域の要望やニーズを踏まえたものを実施するとともに、連携している自治体等と協働したシンポジウム、公開講座も実施し、大学の教育研究資源を活用した地域貢献を行う。

★公開講座・シンポジウム等の開催数・・・48回

- ・ 宮城大学学術機関リポジトリの運用開始にあわせて図書館ポータルサイトの在り方を再検討し、地域から大学の学術成果・学術情報へのアクセス性向上を図る。

(2) 産学官の連携

- ・ 既に協定を締結している自治体・民間企業・団体と地域課題の解決につながる連携事業を実施するとともに、他の民間企業・団体や自治体等との新たな連携についても積極的に進める。

★市町村等との連携協定数目標・・・22件

- ・ 地域振興事業部において、地域のシンクタンク機能としての役割を担えるよう、地方創生などに係る自治体からの調査研究・計画業務等を受託するとともに、収支状況の可

視化を進め、適正な収益があげられるよう、組織強化に取り組む。

★地域振興事業部調査研究の受託(補助)件数目標・・・8件

- ・ 宮城県基盤技術高度化支援センター(KCみやぎ)ほか連携産業団体等との情報共有により、技術相談や共同研究、受託研究につなげる。

(3) 大学間及び高等学校との連携

- ・ 学都仙台コンソーシアムへの公開講座出講などによる積極的な参画を行い、大学間の連携を強化する。
- ・ 学部横断型のコミュニティー・プランナー育成教育プログラムの体系化に向けて、積極的に地域のステークホルダーと連携を深め、実践的教育や人材輩出、地域情報の集積により体系的に大学のCOC機能を高め、地域課題解決の原動力となることに取り組む。CP実践論、CP概論、CP基礎演習に加え、CPフィールドワーク演習(3・4年生)を実施する。
- ・ 望ましい高大連携の在り方について高等学校との意見交換を進め、積極的に検討する。

2 国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1) グローバル化を推進するための教育環境整備

- ・ 国際交流・留学生センターの運営委員に、国際交流活動等を積極的に行う教員を登用する。
- ・ 協定校に引き続き交換留学生を派遣する。
- ・ グローバル人材を育成するため、グローバル人材育成プロジェクト「リアル・アジア」を引き続き企画・運営する。
- ・ グローバル人材に求められる異文化理解力を養成する異文化理解交流促進プログラムを企画・運営する。
- ・ ウェブサイトやSNS等を活用した国際交流情報の発信を継続的に行う。
- ・ 大学広報誌等を活用した情報発信に努める。
- ・ 国際交流に係る競争的資金の情報を収集し、優先度の高い競争的資金については大学として積極的に応募する。
- ・ 学生が応募する外部奨学金等に関しては、説明会のみならず指導を徹底し、多くの学生のチャレンジを奨励し、サポートする。
- ・ 多文化理解講座等の国際理解イベントを積極的に実施する。
- ・ 学生・教職員の国際交流の推進を図るため、国際交流・留学生センターの取組や留学生等の活動を紹介するインターナショナルウィークを実施する。

(2) 海外大学等との連携

- ・ 交流協定に関する覚書(MOU)を締結している大学や団体との交流を深め、交換留学や共同研究を内容とする一般協定締結を目指す。
- ・ 交換留学や共同研究など、実効性のある協定先を探す。
- ・ 地元企業と海外企業との国際連携に協力する。
- ・ 長期留学生の留学報告会、リアル・アジア報告会、留学先大学の紹介イベント等を実施し、グローバル人材育成プロジェクトの取組や成果を発信する。
- ・ ベトナム等協定校とのシンポジウムを開催する。
- ・ 学生・教職員の国際交流の推進を図るため、国際交流・留学生センターの取組や留学生等の活動を紹介するインターナショナルウィークを実施する。
- ・ 大学広報誌等を活用した情報発信に努める。

(3) 留学・留学生支援

- ・ 外国人留学生の獲得に向け、入試制度の周知を図り、本学の魅力を発信するための入試広報を行う。また、日本語学校で入試説明会を行い、外国人留学生を対象としたキャンパスバスツアーを実施する。
- ・ 日本留学フェア等外国人向けの学校説明会に出展する。
- ・ オープンキャンパスに国際交流・留学生センターとして出展する。その際、日本語学

校等に配慮した説明・展示を行う。

- ・ 受入体制を強化するため、留学経験等がある学生を国際交流・留学生センターの運営補助業務に従事させる。
- ・ 大学宿舎の空き情報を必要に応じて収集する体制を整える。
- ・ 国費留学生のほか、国際協力機構（JICA）等が実施する ABE イニシアティブ「修士課程およびインターンシップ」プログラム、「太平洋島嶼国リーダー教育プログラム（Pacific-LEADS）」等の国費留学生に準じたプログラムを活用し、留学生の受入れを積極的にサポートする。

（再掲）

- ・ 語学力の向上と学生の留学支援のため、TOEIC、IELTS、英検、TOEFL（ITB/iBT）の書籍等自習教材を充実させる。

（再掲）

- ・ 海外留学に必要なTOEFL ITP試験を定期的実施する。

（再掲）

- ・ 語学力アップを目的としたセミナー等を積極的に行う。

（再掲）

- ・ 海外留学の魅力を伝えるとともに、スケジュールや条件等を周知するため、海外留学セミナーを実施する。セミナー参加者を対象とした個別相談会を実施するなど、継続的な支援を行う。

（再掲）

3 東日本大震災からの復旧・復興支援に関する目標を達成するための措置

- ・ 新たに国、自治体、民間企業等からの補助金・寄附金を獲得し、関係自治体との連携・情報交換を密にとりながら、サテライトキャンパスやこれまでのまちづくりや生活不活発病予防の取組等を継続し、被災地の早期復旧・創造的復興を支援する仕組みづくりを行う。
- ・ 東日本大震災からの創造的復興に貢献するため、震災復興特別研究を学内で公募し、地域の産業振興、被災者の生活やコミュニティの再生、被災自治体の地域社会の再生・発展などに資する研究に対して研究費を競争的に配分する。

（再掲）

[看護学部]

- ・ 学生に対し「災害看護プログラム」の履修を働きかけるとともに、新カリキュラムで展開する教育内容・方法の充実を図る。

[事業構想学部]

- ・ 「震災復興支援人材育成プログラム」の教育内容・方法を検証し、地域創生学類における防災や復興に関する科目の教育内容・方法の検討を行う。
- ・ 平成 28 年度においても、引き続き被災世帯に対する授業料減免（震災枠）を継続するとともに、被災世帯の状況を踏まえつつ他大学等の対応を見極めながら、平成 29 年度以降の支援について検討する。
- ・ 安否確認システムについて、学生生活オリエンテーションなどで登録方法を周知するほか、非常時に備え、防災訓練や学外での演習や実習において模擬訓練を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 理事長を中心とする運営体制の構築

- ・ 大学改革を踏まえて理事長が全学的なリーダーシップを発揮できる組織環境を整備するため、現行の組織体制についての検証を行い、引き続き見直しを行う。
- ・ 理事会については、引き続き法人の機動的な運営を図るため必要に応じて臨時理事会を開催し重要事項の迅速な決定を行う。

- ・ 理事会、経営審議会及び教育研究審議会について、互いに効率的な審議を可能とするよう位置付けや在り方について検討を行う。
- ・ 教授会と教育研究審議会の審議事項が大学改革に伴う組織改編に対応した内容となるよう関係規程の必要な見直しを行う。
- ・ 内部統制を図るため、引き続き、研究費の監査を含め、適切にテーマを選定の上、内部監査を実施する。
- ・ 教職員の専門性の向上と業務運営の効率化を図るため、FDへの参加や全職員参加型や個別参加型の研修等の充実を図り実施する。
- ・ 男女共同参画を推進していくため、引き続き仕事と家庭の両立支援体制の充実など、男女が対等な構成員として活躍できる教育環境について検討し、対応をする。

(2) 戦略的な予算等の配分

- ・ 予算編成の基本方針を策定し、引き続き研究費予算における理事長裁量予算の導入、大学改革に係る経費の重点配分などを行うとともに、新たな課題に対し重点的な人員の配置を行う。

(3) 学外の有識者等の登用

- ・ 副理事長、各理事等に、学外有識者を適材適所で登用する。
- ・ 学外者の意見を大学運営に反映させるため、過半数を堅持する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・ 開学 20 周年を迎える平成 29 年 4 月に向けて、学部改組学系制への移行が予定されていることから、円滑に新体制への移行ができるよう学部・研究科・各種センター業務の整理統合を行い、新たな組織体制を検討する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・ 教員評価方法の改善点等の洗い出しを踏まえ、評価方法等の見直しを実施し個人が能力を発揮できる環境や仕組みの構築を行う。
- ・ 教員については、任期制や特任教員、裁量労働制など、多様な雇用・勤務形態を効果的に活用するとともに、年俸制の導入を見据え、引き続き評価制度の見直しを行う。
- ・ 中期計画に基づく法人（プロパー）職員の充足に向け、計画的な採用及び適正配置に努める。
- ・ 職員の資質向上に向け、OJTや学外派遣研修等、職員研修の充実・強化を図る。
 - ★新規採用職員研修
 - ★スタッフ・ディベロプメント（SD）研修
 - ★法人採用職員研修

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 事務組織については、大学改革をも見据え各部門の権限と責任を明確化するとともに、より機動的、一体的に業務が推進できるよう必要に応じ見直しを行う。
- ・ 財務会計システムにおけるマニュアルやQ&A等を必要に応じて見直し、更なる効率化を図るとともに、平成 29 年度の消費税率引上げに伴い、契約事務における経過措置や軽減税率対象品等、必要な情報を教職員へ周知し、併せて財務会計システムの改修等の検討を進める。
- ・ 事務処理フローの点検・見直しを継続して行い、使い勝手の良い事務処理マニュアルにしていくとともに、職場での業務を通じてOJTを実施する。

第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 外部資金の獲得

- ・ 教員に対して、科学研究費補助金その他の競争的資金などの外部資金の公募情報を的確に周知するほか、科学研究費補助金については採択率の向上に向けた学内説明会や希望者に対する応募前の事前審査を実施する。

- ・ 学術誌への論文掲載，宮城大学学術機関リポジトリ，ウェブサイト等を通じた教員の研究内容の周知を推進する。
★外部資金獲得目標額・・・2億1,000万円
- ・ 国，自治体等の補助事業や外部研究費等の情報収集を行い，学内での情報共有を図るとともに，連携団体を通じて得られた民間企業等とのマッチングを共同研究に発展させる等，外部資金の獲得増に向けて組織的に努める。

(2) 自己収入の確保

- ・ 平成 28 年度は，平成 29 年 4 月の新たな学群入学生を募集することから，オープンキャンパスや高等学校訪問など効果的に活用し，新たな学群のアドミッション・ポリシーや大学の教育について幅広く周知することで，優秀な学生の獲得及び自己収入の安定的確保を図る。
- ・ 授業料口座振替の利用率を高めるほか，減免や分割制度等についても説明会等を開催して周知し，確実な徴収に努める。
- ・ 引続き授業料等各種料金について他大学の金額設定の情報を収集し，必要に応じて額の改定について検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・ 経費削減の一環として行っている「コピー費執行管理（印刷機の活用，予算の割当等）」を継続して実施する。また，節電・節減対策を周知徹底し，コスト削減を進める。
- ・ 可能なものは一括発注や複数年契約に切り替え，費用対効果の改善とコスト削減を図る。
- ・ 業務の外部委託を推進するとともに，随時の見直しを行い，コスト削減や業務の簡素化・合理化を図る。
- ・ 職員の意識改革を進めるとともに，事務組織の不断の見直しを行い，職員の職務能率の向上に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 保有資産（施設・設備等）については，更新時期の到来したのもも多く，計画的な更新とともに定期的な点検を行い，維持管理の徹底を図りながら使用状況等を踏まえ有効活用を促進する。
- ・ 余裕資金については，資金繰り等を勘案し，銀行定期預金など安全で確実な金融商品により運用する。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとすべき措置

1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 教育研究及び大学運営の質の向上を図るため，評価委員会を中心として，年度計画等の策定→実施→評価→改善のPDCAサイクルの更なる定着に向け，自律的な自己点検・評価制度を運用する。
- ・ 学生の教育環境に対するニーズを的確に把握するため，学生満足度調査及び学生生活実態調査の調査内容を見直し，これらの調査結果が教育環境の向上につながる仕組みづくりを，平成 28 年度から教育推進機構に設置するスチューデントサービスセンターで行う。

(再掲)

- ・ 県評価委員会による評価結果や自己点検・評価の結果について，経営審議会，教育研究審議会及び理事会等において分析，検討し，業務実施や次期年度計画に適切に反映させるなど，法人の業務運営の更なる改善に生かす。
- ・ (公財) 大学基準協会の認証評価結果において指摘された課題について，平成 29 年 7 月の対応・改善状況報告に向け，それぞれの改善に取り組む。
- ・ 年度計画の評価結果とそれらを踏まえて策定した次期年度計画をウェブサイトにより

周知し、法人運営の更なる改善につなげる。

2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置

- ・ 大学の教育研究活動の特色と将来像について、ウェブサイト、大学案内パンフレット及び広報誌等の広報媒体を活用しながら、高等学校、自治体、報道機関などを対象とした積極的な情報発信を行う。
- ・ 年度広報計画及び月次広報計画を策定し、対象に応じて適時広報活動を行うため、入試や大学改革、宮城大学創立 20 周年・創基 65 周年記念事業実施本部との連携を強化する。
- ・ 創立 20 周年を契機として、宮城大学の認知度や存在意義を更に向上させるために、記念誌や式典などの各種記念事業を企画立案し、準備を進める。

第 6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとすべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ 保有資産（施設・設備等）を定期的に点検し、維持管理の徹底を図るとともに、使用状況等を踏まえ有効活用を促進する。
- ・ 大規模修繕については、県との協議のもと施設整備計画に基づき着実に推進する。
 - ★大和キャンパス入退館システム更新工事
 - ★太白キャンパス坪沼農場家畜舎外壁等改修工事
- ・ 中小規模修繕については、目的積立金等を有効に活用し、計画的かつ機動的に実施する。
- ・ エコキャンパス推進会議などを通じ、引き続き大学環境の維持・保全・美化、省資源・省エネルギー等の対応を進めていく。
- ・ 施設設備の維持管理については、詳細の状況把握に努めるとともに、実情に応じ適切かつ効率的な運用等を図るため、必要に応じ施設等管理使用規程の見直しを行う。

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・ 教職員の安全と健康を確保し快適な職場環境の形成を促進するため、ストレスチェックの導入について、規程の整備等を含め実施する。また、学生を含めた安全衛生管理体制の確立に向け検討する。
- ・ 災害に係る備えや知識向上の観点から、多様な企画を訓練の中に盛り込み、多面的かつ総合的な防災訓練を行う。
 - ★防災訓練・・・両キャンパスで各 1 回実施
- ・ 引き続き、情報ネットワークシステムに係るセキュリティ関係規程・ルール等を整備し、情報管理体制の維持を図るとともに、情報セキュリティに関する知識及び情報等の提供を行う。
- ・ 薬品管理専門委員会において整備する毒物・劇物の取扱に関するマニュアルに基づき、学内において統一的な管理に向けた取組を進める。

3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- ・ 人権侵害に関する相談窓口及び人権侵害防止対策本部を継続して設置するとともに、教職員を対象にした研修会等を実施する。
- ・ 非違行為が発生した場合には、厳正・迅速に処置する。

第7 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画

1 予算（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 3 2 1
授業料等収入	1, 1 1 2
受託研究費等収入及び寄附金	1 5 8
施設整備補助金	0
補助金	2 2
その他収入	5 9
目的積立金等取崩	3 2 5
計	3, 9 9 7
支出	
教育研究費	2, 5 1 3
（うち人件費）	(1, 6 7 8)
一般管理費	1, 2 4 5
（うち人件費）	(5 7 0)
施設整備費	2 3 9
補助金	0
計	3, 9 9 7

2 収支計画（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	4,048
經常費用	3,970
業務費	3,808
教育研究経費	579
受託研究等経費	67
人件費	2,248
一般管理費	914
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	160
臨時損失	78
収入の部	4,048
經常収益	3,970
運営費交付金収益	2,243
授業料等収益	1,112
受託研究等収益（寄附金を含む）	165
財務収益	0
雑益	377
資産見返負債戻入	51
資産見返運営費交付金等戻入	7
資産見返物品受贈額戻入	44
補助金収益	22
臨時利益	78
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	3,997
業務活動による支出	3,866
投資活動による支出	20
財務活動による支出	111
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	3,997
業務活動による収入	3,997
運営費交付金収入	2,321
授業料等収入	1,112
受託研究費等収入	187
その他収入	377
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	0

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

- ・ 5億円とする。

2 想定される理由

- ・ 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・ なし

第10 剰余金の使途

- ・ 決算において剰余金が発生した場合は、知事からの承認を得た上で、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に充てる。

第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第5条第1号から第3号関係）

1 積立金の処分に関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）

- ・ なし

2 人事に関する計画

- ・ 過去の採用状況，FDシステム制度の実施状況を検証し，活力のある教育研究環境の形成を図るとともに，本学の将来構想の実現に向けて必要な人員を確保するため，計画的な選考採用を行う。
- ・ 中期計画に基づく法人（プロパー）職員の充足に向け，計画的な採用及び適正配置に努める。
- ・ 職員の資質向上に向け，OJTや学外派遣研修等，職員研修の充実・強化を図る。
 - ★新規採用職員研修
 - ★スタッフ・ディベロプメント（SD）研修
 - ★法人採用職員研修

（再掲）

3 施設設備に関する計画

- ・ 大規模修繕については，県との協議のもと施設整備計画に基づき着実に推進する。
 - ★大和キャンパス入退館システム更新工事
 - ★太白キャンパス坪沼農場家畜舎外壁等改修工事
- ・ 中小規模修繕については，目的積立金等を有効に活用し，計画的かつ機動的に実施する。

（再掲）

第12 大学改革関連に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ より地域とともに歩む教育重視の大学となるため，平成29年4月から学群学類制による新たな教育組織の下，より地域のニーズに応える新たなカリキュラムを実施するための準備を進める。
- ・ 「明日の姿を見通す力」を養うための「基盤教育」と，地域課題に応える確かな人材の育成拠点としての教育機能を強化するため，社会のニーズに応える体系的なカリキュラムで構成される「学群専門教育」を展開できるよう教育改革を推し進める。
- ・ 全学的な教学マネジメント強化のため，平成28年度から教育推進機構を新たに設置し，

機構内に主にカリキュラムの企画・評価・改善等やFD等を所掌する「カリキュラムセンター」、学生支援やカリキュラムの実施を所掌する「スチューデントサービスセンター」、全学的な入学者選抜と入試広報を所掌する「アドミッションセンター」の3センターを設置し、現行のセンター・委員会等については所掌業務の整理統合を推進する。

- 平成29年度入学者選抜より、入試科目の変更や新たな選抜区分による入試の導入など大きな入試改革が実施されることから、アドミッションセンターでは、新たな全学の入試制度について遅滞なく準備を進めるとともに、高校教員、高校生、保護者への広報活動を強化し、入試広報の更なる充実を図る。
- また、これらをマネジメントする高度専門職として、アドミッションオフィサーの配置を検討する。
- 平成29年度から実施される新カリキュラムに備えるため、教育推進機構内に「カリキュラムセンター」を設置し、フレッシュマンコアを中心とした基盤教育科目の教材開発を行うとともに、平成28年度に実施される基礎ゼミ等においては、新しい「地域フィールドワーク」等の教育内容を試行する。また、新カリキュラムのスムーズな運用に向けて、FD等を企画・実施する。
- これらをマネジメントする高度専門職として、カリキュラムコーディネーターの配置を検討する。
- 学生一人ひとりの実情に応じた生活支援や心身の健康管理を組織的に行えるよう、平成28年度から教育推進機構に「スチューデントサービスセンター」を設置し、相談体制を充実させる。
- また、健康支援のみならず、障がいのある学生支援、キャリア支援等をマネジメントする高度専門職として、スチューデントサービスセンターにコーディネーターの配置を検討する。
- なお、相談体制の充実にあたっては、健康支援センター、キャリア開発センター等と密接な連携を保ち、その機能を十分に活用する。
- 高大連携の更なる推進のため、既に締結されている宮城県及び宮城県教育委員会との包括連携協定の下、県内高校と連携し、アクティブ・ラーニングの評価方法等についての専門部会の発足に向けて検討を進める。
- これまでの学部専門委員会、学部教授会、全学委員会、教育研究審議会（経営審議会）、理事会という一連の意思決定プロセスにおいては、膨大な事務量と意思決定までの相当な時間が必要であったが、全学的な教学マネジメントを強化するために3センター（アドミッションセンター、カリキュラムセンター、スチューデントサービスセンター）を新たに設置し、加えて教職協働を実現することで、効率的な組織運営を目指す。3センター移行に伴い、現行のセンター・委員会については所掌業務の整理統合を推進する。
- 教育推進機構の設置や3センターの設置に伴い、平成29年4月からの事務部門の効率的な組織体制の検討を進める。
- 教育推進機構に設置される3センターに、それぞれ高度専門職として「アドミッションオフィサー」「カリキュラムコーディネーター」「スチューデントサービスコーディネーター」の配置を検討し、さらに新旧のカリキュラムが並行する平成32年度までの間、任期付職員の雇用を検討し、組織の強化を図る。